

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険(UC)	拠出制求職者給付(JSA)
根拠法	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者、公務員、船員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル(約16万5千円)以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳のものについては例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。但し、特定受給資格者(倒産、解雇等による離職者)については、離職前1年間に6か月で受給資格要件を満たす。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー ³⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	18歳未満:州34.60ポンド(約7千円)、18～24歳:週45.50ポンド(約9千円)、25歳以上:週57.45ポンド(約1万2千円) ※週50ポンド(約1万円)を越える年金を受給している場合には、求職者給付の受給額が減額。
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日 ※受給期間中に、病気、怪我、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなかった場合、その日数に限り、受給期間の延長が可能(最長3年間)。	州毎に異なるが、概ね最長26週 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長39週。	最長182日(26週)

	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度名	失業給付(Arbeitslosengeld)	雇用復帰支援手当(ARE)	失業給付
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	2006年1月1日発効の労働協約	失業保険法及び失業保険基金法(1998年) ³⁾
被保険者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者	任意所得比例保険:失業保険基金加入の20歳以上65歳未満の労働者自営業者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること (2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること(ただし、58歳以上の者は求職活動を免除される) (3)離職前2年間に於いて通算12か月以上保険料を納付していること (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること ※58歳以上の者の求職活動免除措置は2007年末で廃止予定。	(1)労働に必要な能力があり、実際に職を探していること(なお、57.5歳以上の者は求職活動を免除される) (2)離職前22か月間に6か月以上就労していたこと (3)公共職業安定所(ANPE)に求職を申込み、登録されていること (4)60歳未満で年金の満額受給権を有しない者 (5)季節労働者でないこと (6)正当な理由がなく自己退職(辞職)した者ではないこと (7)「雇用復帰支援計画」(PARE)に同意すること	(1)離職前12か月間に、各月80時間以上で6か月間、各月50時間以上で連続する6か月間に480時間以上就労していた者。 (2)完全あるいは部分的に失業中で、1日3時間・1週17時間以上の労働に必要な能力及び就労意思があり、公共職業安定所で登録し、復職計画の策定に協力し、積極的な求職活動を行っている者。 (3)失業保険基金において12か月以上被保険者であったこと。
給付水準	従前の手取り賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、下記のいずれかとなる。 ・ 離職前賃金(日額)の7.5% ・ 離職前賃金(日額)の40.4% ・ 離職前賃金(日額)の57.4% 日額25.51ユーロ(約3,500円)	当初200日間は従前賃金の80%相当額(日額上限額680クローネ)、その後100日間は従前賃金の70%。
給付期間	55歳未満:6～12か月 55歳以上:6～18か月 被保険者期間の長短は被保険者期間の長さに応じる(2006年2月～)。 ※2006年2月改正前の給付期間は、57歳以上の場合で最長32か月。	50歳未満:7～23か月 50歳以上:7～36か月 57.5歳以上:7～42か月 給付期間の長短は被保険者期間の長さに応じる(2006年1月18日～) ※2006年1月改正により57.5歳以上で、満額年金が受給可能な者について失業給付の期間が最長42か月から36か月に短縮。	最長300日。但し、18歳未満の子供のいる父母は、さらに300日まで追加受給可能。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度(続き)

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
財源	給付総額の13.75%を国庫負担, 残りが保険料。 保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.0であり, 失業等給付分として1000分の12.0を労使が折半し, 残り1000分の3.0を雇用安定事業分として使用者が負担する(平成19年雇用保険法改正による)。	＜保険料(2006年)＞ 事業主が負担する連邦失業税及び州失業税。3つの州を除き, 被用者負担はない。 事業主から徴収される連邦失業税は年間支払賃金額の6.2%であるが, 一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除があるため実際の税率は0.8%。最高56ドル(約6千円)まで。 州失業税率の平均は2.8%(課税対象となる賃金ベース)	＜保険料(2006年)＞ 賃金の23.8% 被用者:11.0% 事業主:12.8% (国家第二年金加入者の国民保険 ¹⁾ 料) ＜国庫負担＞ 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局, 公共職業安定所	連邦労働省が管轄し, 各州が制度の管理運営(2005年)。	雇用年金省が管理運営し, 実際の給付は同省所管のジョブセンタープラスで受ける。

	ドイツ	フランス	スウェーデン
財源	<保険料(2006年)> 賃金の6.5%(労使折半) ※2007年1月1日より4.2%に引下げ <国庫負担> 支出が収入及び積立金で賄えないときに限り、不足分を連邦政府が全額負担。2005年の国庫負担率は0.8%²⁾	<保険料(2006年)> 保険料率は総賃金の6.48% 被用者:2.4% 事業主:4.04% <国庫負担> 政府の補助金あり	労働者の拠出する保険料及び国からの補助金。任意所得比例保険の場合、被保険者は基金により異なる保険料(月69クローネから238クローネ)を拠出。使用者拠出はない。政府は、基礎保険も含め、失業保険給付全体の経費の9割以上を負担。
管理運営機構	連邦労働・社会省が監督し、連邦雇用庁が運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	民間の機関である地域商工業雇用協会及び全国商工業雇用連合が管理運営。	全国に36ある失業保険基金が管理運営を行い、新たに設立された失業保険基金アルファと併せ、労働市場庁が全般的な監督を行う。
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が受給費を負担する失業給付II制度がある(参考表参照)。	失業給付の受給期間を満了した長期失業者を対象とした連帯失業手当制度がある(参考表参照)。	失業保険給付は「所得」として課税対象。年金額の算定にも換算される。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」

日本:厚生労働省及びハローワークホームページ

スウェーデン:厚生労働省(2003.8)「2002～2003年海外情勢報告」、IAF(スウェーデン失業保険局)ホームページ, IAF(2007) *Annual Report 2006*

- (注) 1) 国民保険(National Insurance)は、拠出制求職者給付、基礎年金、国家第二年金、就労不能給付(Incapacity Benefit)等を含む単一の社会保険制度である。
- 2) 連邦雇用庁の“Arbeitsstatistik 2005-Jahreszahlen” Übersicht VI/1によれば、2005年は失業給付を含む雇用促進施策に約527億ユーロが支出され、うち約4億ユーロが国家負担で補填されている。
- 3) パーソナルアドバイザーは、求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。